

- 水道局白川浄水場において使用する電力（特別高圧電力）
- 水道局本局庁舎他指定施設において使用する電力（業務用電力）
- 水道局西野浄水場他指定施設において使用する電力（高圧電力Ⅰ型（一般））

2019/5/29更新

No	質問日	公表日	質問事項	回答
1	5/28	5/29	<p>・入札説明書3（5）入札方法について 「契約単価積算内訳書」に記載する各単価について、消費税率10%の単価を記載し、入札金額を算定することとなっておりますが、弊社の電気料金単価は総額表示（内税）としているため、税抜き単価の設定がなく、また、消費税率変更後の税込単価につきましては、未だ社内的に確定しておりません。</p> <p>弊社は、「契約単価積算内訳書」に記載する消費税率10%の単価について、現行の税込単価から割り返して、税抜単価を設定したうえで、その単価に10%を加算したものを税率10%の税込単価として入札金額を算定いたしますが、仮に「契約単価積算内訳書」に記載した税込単価と弊社内にて確定となった税率変更後の単価に相違があった場合、契約単価について、協議をしていただけることは可能でしょうか。</p>	<p>入札は、複数の参加者の競争で契約相手及び金額を決める手続きですので、原則として契約単価の変更について協議することはできません。</p> <p>ただし、電力の契約については「事情変更」の要素を考慮し、契約書の案（第12条）に記載するような事情がある場合には協議を行えることとしています。</p>